

令和6年度 第5回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

1 開催日時 令和7年3月6日（木） 15:00～17:00

2 開催場所 ザザシティ浜松中央館5階 大会議室

3 出席状況 委員 渥美 美帆（あつみ みほ）、 泉谷 朋子（いずみや ともこ）
梅沢 智子（うめざわ ともこ）、 大塚 文俊（おおつか ふみとし）
岡本 孝子（おかもと たかこ）、 澤木 達治（さわき たつじ）
富永 泉（とみなが いずみ）、 延本 寿（のぶもと ひさし）
村山 恵子（むらやま けいこ）
欠席委員 山本 泰子（やまもと ひろこ）
事務局 こども家庭部：吉積部長
こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐
鈴木管理・育成グループ長
青少年育成センター：足立所長
子育て支援課：小山課長、仲谷家庭支援担当課長、佐藤課長補佐
児童相談所：鈴木所長、池田所長補佐
幼保支援課：井川課長、金原課長補佐
幼保運営課：大橋課長、渡邊課長補佐
障害保健福祉課：榊原課長
健康増進課：渥美課長
教育総務課：鈴木児童会管理グループ長
教育支援課：南瀬課長

4 傍聴者 2人

5 内容

《審議》

- (1) 第2期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について（こども若者政策課）
(2) 浜松市こども計画（案）について（こども若者政策課）
(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について（幼保支援課）

《報告》

- (1) 静岡県社会的養育推進計画の策定について（子育て支援課・児童相談所）
(2) 5歳児健康診査事業について（健康増進課）

《資料配付》

- 資料1 第2期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について（令和5年度事業）＜概要＞
資料2 第2期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について（令和5年度事業）
資料3 パブリック・コメント結果 市民の皆さんからの提出意見とその意見に対する市の考え方の公表
資料4 浜松市こども計画（案）
資料5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について
資料5 別紙 こども誰でも通園制度について
資料6 静岡県社会的養育推進計画の策定について
資料7 5歳児健康診査事業について

6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 和田

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

1 開会

2 議事

《審議》

(1) 第2期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について (こども若者政策課)
(園田課長)

(1) について説明
(村山委員)

資料1 P 6のひとり親家庭等自立促進の学習支援事業についてです。利用者数が見込みより少なかった理由はどのように分析されていますか。使いにくさや行きにくさがあるのですか。

(小山課長)

目標29会場に対して28会場の開設で、目標に達していないので遅れていると評価しました。また、会場によっては定員に達していない会場もあります。地域によって、家から会場までの距離が離れていたり、学習そのものに参加しづらい子どもがいることも想定されます。令和7年度以降は、学習だけではなくレクリエーションを実施したり、送迎支援を5会場から7会場に増やしたりするなどして、子どもが通いやすい環境をつくっていきます。スクールソーシャルワーカーにもお願いをして、気になる子どもに対しても広く周知をしていきます。

(澤木委員)

資料1 P 3「(2) 児童手当や進学などの経済的支援や医療費助成が充実した環境の整備」の分析と対応についてです。「若年層アンケート」結果から、高校生等への無料で自主学習ができる場所の提供を検討していくとあります。どこを想定していますか。

(園田課長)

2月中旬にザザシティ浜松5階会議室を試行的に学生へ開放をしました。時間帯は平日は午後5時半から午後9時まで、土日は午前9時から午後9時まででした。学生からのアンケートでは「使いやすい」という意見をもらっています。令和7年度4月からの本格的な実施を検討しています。

(澤木委員)

学校等には周知はしましたか。新聞報道では読みました。

(園田課長)

試行実施でしたので、周知はしていません。

(梅沢委員)

アンケート調査で回答を依頼する時に、調査と同時に市民に対して事業の説明をしてみると効果的だと思います。周知方法としては良いと思いますので、今後、検討してみてください。

(園田課長)

参考にします。

(村山委員)

資料1 P 1についてです。回答数を増やすため、質問内容を現場の声を聞きながら変更していくと良いと思いました。今後もこのようなアンケートができるとうよいです。

(園田課長)

経年変化で同じ内容のアンケートをしています。浜松市こども計画の数値目標を設定するため、今後、アンケート内容の変更を検討しています。

(泉谷会長)

アンケートでは経年変化を見ていくことが大事であると思います。

(澤木委員)

資料1 P 2の「(1) 子育てに対し、勤務先や職場の理解・協力が得られる環境の整備」についてです。現状から「勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」について、企業ではCSRや社会的責務があります。そういう面から従業員の利益や人権が大事だと思います。企業に対しての講習会が出来れば良いです。

(泉谷委員)

本日は、浜松商工会議所所属の山本委員が不在ですが、経営者の意見を聞いてみたかったです。大変大事な視点だと思います。

(2) 浜松市こども計画(案)について (こども若者政策課)

(園田課長)

(2) について説明

(村山委員)

これほどの大量のパブリック・コメントを浜松市こども計画に反映してくれてありがとうございます。パブリック・コメントに対する「案に対する反映度(市の考え方)」について教えてください。半数近くが「その他」に分類されています。今後、どのようにするかを教えてください。

また「盛り込み済」と回答されていますが、現状では不十分と考える声も見受けますので、今後の検討について教えてください

(園田課長)

パブリック・コメントは市の統一ルールで実施しています。案に直接影響を及ぼさないものや計画案に反映しないものは「その他」に分類しています。「盛り込み済」については、すでに浜松市こども計画に反映されていると考えています。

(泉谷会長)

パブリック・コメントの意見がすごく多くて驚きました。それだけ市民から関心が高いものだと思います。

(村山委員)

資料3 P 6の要望8の回答について、「課題の優劣はつけがたい」とのことですが、税金を使って事業をしていますので、部局横断的に優先度をつけて欲しいです。緊急度が高い事業に予算をつけて欲しいです。

(園田課長)

財政の部局と協議をして、必要なものに予算をつけています。今実施している事業は、どれも重要な事業だと考えています。

(村山委員)

資料3 P 16 質問31への回答やP 58に記載がありますが、計画策定のための調査についてです。調査については、質問者が事前に調査対象者や支援者に説明をしたり意見を求めてくれると、より効果や成果があると思います。76の施設や261人の支援者へアンケートをしています。こどもの声を聞いているNPOから「調査がきていない」という話を聞きました。民間団体や市民に対してお願いをして、幅広くアンケートや調査を試みたらどうですか。

(園田課長)

資料4 P24に「調査の概要」を掲載しています。多くの方にご協力を頂き、回答をいただきました。この調査を基に浜松市こども計画を策定しました。アンケートや調査については、国が「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」という指針を示しており参考にしました。また、他都市のアンケート調査も参考にしています。

アンケート作成の際には色々な意見が必要と思いますので、御協力をいただきたいです。

(村山委員)

資料3 P61についてです。浜松市こども計画を検証する会議体のあり方についての意見が、パブリック・コメントにもたくさん出ています。現在の審議体制ではなく、当事者や支援者を交えた会議で検討が出来れば良いと思います。

声が出せない出しにくいこどもに対して、うまく声掛けをして意見を聞き取れる団体もあります。こどもの声を聞くことが出来る場を検討してほしいです。当事者である若者を中心とした意見聴取のための仕組みを今後ぜひ検討していただくようお願いします。

(園田課長)

以前から、村山委員からご意見をいただいている内容になりますが、会議の委員については検討しています。

また、今年度から静岡県が実施しているオンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」を、令和7年度から県内市町で共同利用できるよう調整をしています。

(村山委員)

職能団体を代表して分科会に参加しているので、所用で欠席をした場合は代理出席ができるように見直しをして欲しいです。

(園田課長)

委員個人への委嘱というシステムですので、難しいです。

(村山委員)

システムの見直しを是非お願いします。

(岡本委員)

資料3 P28に人権教育に関するご意見をいただきました。人権擁護委員連絡協議会では幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校へ人権教室を行っています。是非、人権擁護委員を活用してください。私たちが人権啓発をしやすい体制も作ってほしいです。

(園田課長)

人権啓発は重要な施策です。資料4 本文P45にも掲載しています。ご提案ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

(大塚委員)

資料3 P18に記載のある「オンラインプラットフォーム」とはなんですか。

(園田課長)

県が運営をしている「こえのもりしずおか」です。ウェブ上で意見を聴くことができるシステムです。こちらは浜松市も参加をしていく予定です。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について （幼保支援課）

(井川課長)

(3) について説明

(澤木委員)

現在の一時預かり事業とこどもだれでも通園制度は同じですか。違いがよく分かりません。

(井川課長)

一時預かり事業は、保護者の立場から一時的な保育の必要性により利用する事業ですが、こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的として実施するものです。未就園のこどもが他のこどもたちと一緒に遊ぶ経験をしたり、保護者が子育ての悩みや不安を保育士等に相談したりする制度です。

(澤木委員)

子育てサロンのように親子でいるとことはできますか。

(井川課長)

今年度の試行的事業では、保護者も一緒に登園可能としていますが、それがずっと続いてはいけないとしています。

(泉谷会長)

利用者としては、制度の違いがわかりにくい部分はあると思います。ご説明ありがとうございます。

(渥美委員)

周囲の人間からも「利用しやすいなら活用したい」という声を聞いています。この事業は、行きたい園に空きがあれば利用が出来るのですか。それとも事前登録や手続きが必要ですか。

(井川課長)

利用には、対象となるこどもの認定手続きが必要です。今年度の試行的事業ではオンラインで利用認定の申請をしていただいています。認定を受けた後に利用したい施設が空いているかを確認していただき、利用していただいています。

(渥美委員)

ファミリー・サポート・センター事業もありますが、こういう制度はたくさん周知をしてほしいです。

(梅沢委員)

「この園に入りたい。」と希望すれば、入園はできるのですか。

(井川課長)

入園して利用するという制度ではありません。複数の施設を利用することができますが、同じ施設を継続して利用することが望ましいと考えています。

(梅沢委員)

月に10時間の利用ですが、イメージとしては同じ曜日の同じ時間という使い方になるのですか。利用の仕方としては、保護者はどこかに所属している安心感が得られると思います。

(井川課長)

週に1回など、定期的に利用することを想定しています。

(延本委員)

月に10時間での乳幼児の利用は情緒面で難しいところがあります。一時預かり事業も同様ですが、慣れていない所で泣いて過ごすという状況もあります。全体での保育でも気になる部分があります。専用の部屋もあるかもしれませんが、それでは他のこどもたちとなかなか関わることができません。0～2歳のこどもは親子の愛着形成の時期であり、安心できるかどうか、私は重要であると思います。

一方で子育て支援ひろばのように、子育て世帯が集う場を市内で拡充していく方が、こどもや親にとって良い環境になると思います。

(大塚委員)

本年度は試行的事業ですが、利用実績で令和7年度はより良い事業になると良いです。これは意見です。

(村山委員)

幼稚園や保育所は受け入れで不安があると思います。通常の保育園入園時には健康診断書が必要になりますが、誰でも通園制度は必要としないので、こどもの健康状態が適切に伝わるか不安になります。こどもにぜんそくやアレルギー等の持病があっても、親が把握していなくて事故に繋がる可能性もあります。

(井川課長)

園でこどもを受け入れるにあたっては、事前に保護者に園に来ていただき、保護者と面談してこどもの様子などを確認したうえで、利用をしていただいています。

《報告》

(1) 静岡県社会的養育推進計画の策定について (子育て支援課・児童相談所)

(仲谷担当課長)

(1) について説明

(村山委員)

資料6 P24の「(仮称)児童権利擁護部会」について教えてください。いつからどのような形で、どのような委員構成で開催されるのですか。こども若者当事者や支援者の委員を公募することをご検討いただきたいと思います。

(仲谷担当課長)

(仮称)児童権利擁護部会は、条例改正をして令和7年4月1日に設置を予定しています。社会的養護を受けているこどもの申立を調査・審議し関係機関に対して意見・具申をしていきます。委員構成には、学識経験者、弁護士、医師、人権擁護委員、社会的擁護経験者を検討しています。

(村山委員)

委員には、こどもや若者、入所児童が入ると良いです。

(仲谷担当課長)

社会的擁護経験者を検討しています。

また、独立性という観点や国の指針にも明記されていますが、施設関係者や児童相談所職員は委員になれないこととしています。

(泉谷会長)

社会的養育推進計画について、県内には3つの母子生活支援施設があります。これらにはなにか新しい取り組みはありますか。

(仲谷担当課長)

令和7年度はありませんが、今後は妊娠期からの妊産婦等生活援助事業所を市として設置をしていきたいとは考えております。直ちにできることではありませんが、検討をしていきます。

(2) 5歳児健康診査事業について (健康増進課)

(渥美課長)

(2) について説明

(村山委員)

庁内の関係部局が協力して素晴らしい体制を作ってください、感謝申し上げます。スムーズに学校生活を始めるために教育委員会との連携は必須ですが、今後どのように考えていますか。

幼児期からの情報と就学後の情報が紐づいていない現状があるため、このシステムが就学後の育ちにどれだけの影響を与えるか、前方視的にデータを集めフィードバックをしていただけたらと思います。どのようにお考えですか。

(渥美課長)

情報共有は重要だと考えています。具体的にどの情報をどのように伝えていくかを教育委員会と検討を始めたばかりです。令和7年度、早いうちに調整を進めていきます。

(澤木委員)

こどもの発達に課題があっても、専門医に受診をするまでの期間が長いと聞きました。その点は解消されましたか。

(渥美課長)

この事業は専門医に確定診断をしてもらうことを目的としていません。明らかに発達に障害があるこどもは早期に医療に繋がっています。

今回はグレーゾーンにあるこどもを早期に発見し、普段の生活を支えるために周囲の相談機関がどう連携していくかを考えていくものです。

健診をしたから、すぐに医療機関にお願いするという事ではありません。

(澤木委員)

3歳児健診で「もう少し様子をみましょう」と言われて、小学校入学前に不安になりこどもに確定診断が出て安心をしたという保護者の話を聞きました。

(渥美課長)

もしかするとそういう保護者もいるかもしれません。保健師等の専門職が保護者の不安や気持ちに寄り添いながらニーズにあわせた相談支援を行います。その中で、保護者に対してこどもの特性等について説明をしますが、保護者が認められない部分や配慮できて良かった面についても丁寧にフィードバックしながら今後について一緒に考え支援していきます。

(村山委員)

検査の値が悪いから発達障害という事ではなく、環境を整えば、障害が個性になる面もあります。たとえ診断がなくても、こどもに対しては必要な支援をしていくことが重要です。今、小学校へ入学をしてすぐに行けなくなるこどもが増えています。保護者も小学校入学前は心配だと思いますが、5歳児健診では多職種の評価を受けて必要な支援を得ることができます。発達障害は診断よりも対応が大事です。

(大塚委員)

健康増進課母子グループの方々には毎回、きめ細やかな書類作成や説明等の対応をしてもらい、本当に感謝しています。やはり教育委員会との連携がすごく重要であると思います。今後、それぞれの課や園で大きな負担がかかってくると思います。しっかりと国に対しても予算要求をお願いしていただきたいです。

3 閉会